

名古屋市教育委員会定例会  
(議会上程後公開)

令和元年 6 月 6 日  
午後 3 時 00 分  
教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 9 号議案 名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則案について
- 日程 2 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 日程 3 訴訟上の和解について
- 日程 4 令和元年度一般会計補正予算について
- 日程 5 第 10 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について
- 日程 6 第 11 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程 7 第 12 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
- 日程 8 第 13 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 日程 9 第 14 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程 10 第 15 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について
- 日程 11 第 16 号議案 教職員人事

出席者

鈴木 誠 二 教育長  
小 栗 成 男 委 員  
船 津 静 代 委 員  
梶 田 知 委 員  
小 嶋 雅 代 委 員  
西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 26 名 ※傍聴者 1 名

(鈴木教育長)

次に、日程第 2「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。  
これは、国の幼児教育・保育の無償化の方針を受けた子ども子育て支援法の改正と関係政令の公布を受け、本市においても国の方針に対応して名古屋市市立幼稚園の授業料を無償化するため、当該条例の改正を行う必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を求めるものでございます。

資料を 2 枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。本市の幼稚園の授業料は条例別表において定められておりまして、その世帯の所得に応じて無償から 8,200 円まで区分されております。さらに、子どもさんが第 1 子か第 2 子など子どもの人数に応じて金額が減じられております。

本改正では、幼稚園の授業料を定めた別表を削除するとともに、幼稚園の授業料を徴収しないことを明示するものでございます。

施行期日は令和元年 10 月 1 日でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

よろしいでしょうか。

特にご意見もないようですので、日程第 2「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各印)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 3「訴訟上の和解について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(荒木調査担当主幹)

日程第 3「訴訟上の和解について」をご説明いたします。

本件は、市立中学校において発生したプール事故にかかる訴訟に関し、裁判所の勧告により訴訟上の和解をするものでございます。

一枚はねていただきまして、議案の（案）をご覧ください。裏面に事件の概要を記載してございますけれども平成26年1月に当時、市立中学生の2年生であった原告が保健体育の授業中教員の指導の下に、プールへの飛び込みを行ったところ、当該プールの底に頭を打ち付け、脊髄損傷による両上肢機能全廃等の障害を負ったものでございます。

裏面にお戻りいただきまして、この事故に関し、損害賠償請求の訴えが提起され、審理なされてまいりましたが、この度、裁判所の勧告により2番の和解条項の骨子にございますように、本市から障害を負った生徒である原告らに対し、和解金として2億1855万円を支払うことを内容とする和解を締結しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（小栗委員）

以前の記憶と確認なんですけど、当時は飛び込みをしてはいけないというルールは徹底されていたんでしたっけ。

（荒木調査担当主幹）

当時、指導要領の方では、水中からのスタートということになってございました。そういった通知はなされておりましたけれども、当該教諭についてはそれを理解をしていなかったというものでございます。

事故発生当時にですね、他の学校も含めまして、緊急調査を行いましたけれども、他の教諭については理解をしておったという状況でございます。

（小栗委員）

今のお話から、夏に向かっていく中でさらにそのルールの中で以後、もう少し本市として徹底とかされているようなことはありますか。

（荒木調査担当主幹）

例年この時期でございますけども、毎年度水中からのスタートを徹底するように各学校の方に通知を出させていただいているところでございます。

（鈴木教育長）

夏に向かって心配ですので、よろしくお願いします。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので日程第3「訴訟上の和解について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、日程第4「令和元年度一般会計補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

「令和元年度一般会計補正予算について」ご説明をさせていただきます。

予算のうち教育に関わる事務に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして教育委員会の意見を求められますので、説明資料を提出するものでございます。

資料を一枚おめくりいただき、説明資料をご覧ください。

内容は訴訟における和解金でございます。事案に関しましては先ほど、和解の関係で説明があったのと同じでございます。

趣旨、事故の概要等は先ほどの説明と同内容でございますので省略をさせていただきます。「3 金額」にございますように、平成27年2月に一部である1,855万円を既に支払っておりまして、今回補正予算によって2億円を計上し、これを支払うというものでございます。

説明は以上です。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第4「令和元年度一般会計補正予算について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

午後 3 時 30 分終了